# 昭和58年度(問題)

次のA、B、Cのうちいずれか一つを選んで解答せよ。

#### A (3間中2間選択)

- 1. 保険種類〔大分類〕別の剰余(利益)と契約者配当の割当について、留意すべき事柄など所見を述べよ。
- 2. 「契約者配当を含めた保険契約者の負担するコスト比較情報」の提供について所見を述べよ。
- 3. 「86条関係益」について、その現状を述べ、更に、今後のあり方に関し所見を述べよ。

# B (3問中2問選択)

- 1. 厚生年金保険法の改正によって報酬比例部分の支給率が引下げられた場合,厚生年金基金制度に生じると予想される問題点とその対応策につき,所見を述べよ。
- 2. 企業年金制度における過去勤務債務の償却につき、現状の問題点とそのあるべき姿について所見を述べよ。
- 3. 厚生年金基金の自主運用および受託機関の拡大につき、所見を述べよ。

# C (3間中2間選択)

- 1. 損害保険商品の多様化について、損害保険の特質、消費者のニーズ、経営の効率化等の観点から所見を述べよ。
- 2. 損害保険事業における最近の資産内容および経営環境の変化に即応して、その財産利用の方法は今後いかにあるべきかについて所見を述べよ。
- 3. 保険料率の規制方式については様々な方式があるが、次の3制度について概略を説明し、あわせて料率規制はいかにあるべきかについて所見を述べよ。
  - (1) 事前認可制度 (prior approval system)
  - (2) 届出後使用制度 (file and use system)
  - (3) 届出不要制度 (no filing system)

# 昭和58年度(解答例)

#### A-1

決算処理により確定した剰余のうち、どこまでを配当として個々の契約者に即座に還元し、どこまでを契約者共通の利益のために将来に備えて内部留保するかは大いに議論の岐れるところである。剰余をさらに保険種類(個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険)別に算出して、これとそれぞれの契約者配当の割当額とを対比させた場合、この問題はより一層複雑なものとなる。

即ち、剰余と翌期配当所要額との関係を保険種類別にみるとき、「保険種類間の公平性」あるいは「整合性」が問題となる。この場合、以下の点に留意する必要があろう。

- ① 剰余の発生時期と契約者配当割当時期との時間的なずれの存在
- ② 長期継続契約に対する特別配当の実施
- ③ 特殊な事情を有する保険種類の存在
- ①については、保険種類別の剰余は事業年度単位で算出されているが、契約者配当の 割当は3年目配当方式あるいは2年目配当方式で行なわれていることに起因している。

例えば、保有契約の急成長期間では、剰余金<翌期配当所要額の関係が成立するが、 3年目配当契約群団においては、安定成長期に入ると、剰余金>翌期配当所要額の関係 となる。(2年目配当契約群団については、こうなるとは言えない。)

- ②については、契約の残存状況、内部留保(86条準備金、危険準備金)の水準および 資産運用の実態等多くの要因が所要額に影響することに注意しなければならない。
  - ③については、以下のような保険種類があげられる。
    - 。団体年金保険…隣接業界との価格競争により、剰余と所要額とが必ずしも対応しない。
    - 。財形保険・財形年金保険…法の規制により、配当が利差配当に限定され、かつ、 その水準も他の保険種類とバランスがとりにくい。

以上の要因により剰余と配当所要額との関係(還元率)は保険種類間で格差があり, 実際に剰余<配当所要額>となる場合には,他から配当財源を借入れているのが実態である。

はたして、公平性の観点から保険種類別の剰余と契約者配当の割当に整合性を持たす

必要があるのだろうか。

- もし、保険種類間で整合性をとるならば以下のような方策が考えられる。
  - ・区分経理, 分離勘定の導入
  - ・配当平衡準備金新設の検討

(86条準備金, 危険準備金の流用を含む)

この場合、保険種類間での貸借を取りやめることは、借入れ側の現行配当水準が維持できなくなることも考慮しなければならない。

一方,必ずしも保険種類間の整合性を厳密に保つ必要はないとの意見も有力である。 とくに、単年度毎の厳密な整合性については、保険種類により配当に対する考え方が 異なっていること(注)を考えあわせれば、あまり意味がないと言えよう。

(注)個人(年金)保険…安定配当+消滅時精算配当

団体保険………団体の経験に基づく配当

団体年金保険……経済環境にリンクした変動配当

しかし、無制限な配当財**源**の借入は許されるべきではなく、貸出側の契約者還元を損わない範囲に止めなければならない。

# A-2

企業ができ得る限り低いコストで商品を提供することは、消費者が少しでも廉価な商品を購入したいという欲求に応える上で当然のことであり、また、このことから必然的に競争原理が存在することとなる。

これは生命保険においても同じことである。加えるに、昨今の消費者運動の活発化、隣接業界における類似商品の増加、顧客の金利選好の高まりなどを背景として、コスト比較情報の提供を求める声も高まっている。

これらの背景を踏まえ、コスト比較情報の実施を、現状において是とするか非とする か立場を明らかにした上で、次のような観点から所見を述べることが期待される。

- 1. どの範囲の保険商品のコスト比較について述べるのか。
  - 例えば、(1) 同一会社の保険種類間の比較
    - (2) 他社商品との比較
    - (3) 隣接業界における類似商品との比較

- 2. 契約者配当は、絶対額を比較するのか、或いは利率を考慮した現価を比較するのか。後者とした場合、利率は何を使用すべきか。又、予想配当を比較対象とすることの可否はどう考えるか。
- 3. 他社商品とのコスト比較がなされれば、それが絶対視されるため、過当競争を引き起こす危険性があるが、これについて、どう対処すべきか。
- 4. 異なる保険商品のコストにおいて客観的に比較する基準をどのように設定すべきか。
- 5. コスト比較は、どの程度、細部に及ぶべきか。
- 6. 現在いわれているところのコスト比較では、各社の将来の収益性、契約者サービスなどが反映されないが、これについてどう考えるか。
- 7. コスト比較では、恣意的な仮定要素が混入され易いが、これを如何に排除すべきか。
- 8. 2.~ 7.を踏まえ、業界全体としてのルールづくりの必要性はないか。
- 9. 募取法との関連についてはどう考えるか。
- 10. 諸外国の現状などについての補足があるならば、より完全な答案となる。

# A - 3

保険業法84条,86条および87条に定められた財産の評価損益,売却損益,これらの準備金への繰入れ,戻入れに関して発生する益を,利源分析などにおいて「86条関係益」と呼んでいる。

- 1. 先ず業法の規定について述べる。
  - \* 業法84条は、取引所の相場ある株式について、その時価が取得価額を越える場合に、主務大臣の認可を得て、時価を上限として評価換えを行い、その差を評価益として計上することを認めている。ただし、この評価益は契約者のための準備金(業法施行規則26条の2によれば責任準備金または契約者配当準備金)に積み立てなくてはならない。
  - 業法86条および87条は、84条に規定するところ以外の財産の評価損益と併せて 財産の売却損益について規定している。
  - 。 86条では、財産の評価益(84条に規定してあるものを除く)と売却益の合計が、 評価損と売却損の合計を上回った場合、その差額を準備金として積み立てなくて

はならない (ただし,主務大臣の認可を受けて一部または全部を不積立とすることができる。)ことを規定している。この準備金を「保険業法第86条準備金」と呼んでいる。

- 87条では、86条準備金を取り崩すことができる場合として
- ① 評価益(84条に規定してあるものを除く)と売却益の合計が、評価損と売却 揖の合計を下回った場合
- ② 欠損の填補に充てる場合
- ③ 主務大臣の認可を得た場合
- の3つを規定し、その他の取崩しを禁じている。
- 2. 以上の業法規定に関する実際運用の現状について、次に述べる。
  - 。 84条は、商法の原則に反した未実現利益を認める規定であり、流動性の高い取引所の相場ある株式に限って、特に契約者への利益還元などの見地から、それが必要である場合のために評価益を認める特異な規定である。
  - ・ また、86条の評価益については、84条に規定するものが除かれるので、資産の 評価換えなどの場合のほかは、考えられないものである。
  - 。 これらに対し86条の売却損益については、生命保険会社の有価証券は低価法に よって評価されており、含み資産も大きいので、財産の売却に際して売却益が計 上されることが多い。
  - 。 従前は、評価損、売却損を差し引いた残りは、これを積み立てるのが常であったが、最近は、「主務大臣の認可を得た場合」として、一部不積立が一般化している。特に行政通達(696号)においても、
    - ① 不動産の換地、買換などによる圧縮損相当額
    - ② 契約消滅時特別配当の準備金への繰入額
    - ③ 86条準備金積立に要する法人税相当額
    - は、不積立について主務大臣の認可が得られるものとされている。
- 3. こうした現状の下で、今後のあり方について、次に所見を述べる。
  - 業法の意図するところは、財産の売却益が経常的なものでないと考え、それを 外部に流出させることは、経営の安定のためによくないとの判断に立ったものと 思われるが、昭和15年のこの規定の導入時と比較して経営基盤が格段に安定した

昨今,長期的資産運用の中から恒常的に発生する含み益を契約者に公平に還元することは,当然のことといえよう。

- 。 この考え方からすれば「86条関係益」は、最適な資産運用の結果であると同時に、「86条関係益」自体を目標の一つに含めた最適な資産運用も、また設計されて 至当であろう。
- 。 そのためには、86条準備金の水準を契約者へのキャピタルゲイン還元問題にも 関連して研究する必要があり、投資危険に関するアクチュアリアルな深堀りも望 まれる。

更に基本的には、86条準備金の性格、目的について 例えば

価格変動準備金

配当準備金の一部

利益の留保

大きく契約者準備金の一部

などの立場から見直す必要があろう。

- 。 また、還元についても、特別配当の割当方法、水準に関して上記諸点と併せ、 チェックしていくという姿勢が望まれる。
- 一方、84条に関連して、この適用分は、86条準備金の繰入れにおいて適用除外を受ける訳であるが、特に運用上の関連性について、この間の合理的な整理を行っておく必要があろう。
- これら理論上の問題とは別に、政策的な問題として、今後生保業界が更に有効な競争原理の働く方向に向うとした場合、競争条件の整備の観点と経営判断の尊重の観点とから、一層バランスのとれた運用が要請されよう。
- 。 また、日本型金融革命の進行など、生保事業をとりまく環境変化の中で、高利回り追求、或いは従来の概念の枠を超えた保険の開発も予想され、伝統的保険との間に分離勘定の導入も考えられるが、その際、勘定ごとに異る基準の設定もありえよう。

- 。 なお、現在86条準備金への繰入れは、税法上利益処分と見倣され、有税積立となっているが、配当等の財源として配当準備金的性格も持つとしたときは、配当 準備金の繰入限度の問題と合せた理論的整合性と、課税見直しへの働きかけが、 望まれることとなる。
- 。 86条関係益についての問題は、広汎にして長期的視野からのアプローチを必要とする。今後アクチュアリーにとって、重要な課題の一つと言えよう。

#### B-1

厚生省から年金制度改革案が示され、公的年金の一元化を展望した基礎年金構想の導入、給付の適正化をはかるための給付水準(構造的水準)の引下げ、負担の適正化をはかるための掛金の引上げ等がその骨子となっている。

厚生年金の老令年金のうち定額部分は基礎年金に吸収され、報酬比例部分は老令厚生年金に引継がれている。(60~65歳までの部分は両者とも特別老令厚生年金として支給される。以下特別老令厚生年金の報酬比例部分と老令厚生年金を合わせて単に報酬比例部分という。)報酬比例部分の支給率は、昭和61年4月時点の年令で59歳の者について10/1000とし、以下年令によって順次引下げられ39歳以下の者については7.5 / 1000となっている。なお国庫負担は、すべて基礎年金に対して行われる。

さて、この報酬比例部分を代行する厚生年金基金制度(この際代行か適用除外かという議論もあり得るが、20年間の代行という歴史を考えれば代行の方が新たな問題を生じないという意味でベターではなかろうか。)においてまず第一に議論しておくべきことは、代行給付とはどの給付を言うのかという点であろう。これを土台として厚生年金本体との接点である①免除料率②国庫負担③最低責任準備金、その他④給付水準⑤責任準備金の評価⑥連合会との移受換額等の問題点について議論する。

# (1) 代行給付

代行給付としては、つぎの3案が考えられる。

A: 7.5 / 1000相当分を代行する。(報酬 再評価分, スライド分を除く。)

C:報酬再評価分, スライド分を含めすべて代行する。

上記のうちA案は基金の行う給付が急激に下がることを意味し、また既積立財産のうち8/1000と7.5/1000との差相当分の本体への返還という問題を生ずること、またC案については後代負担について世代間の合意が得られるか等の問題がありB案が現実的であろう。(回答としてはいずれの案でもその他の案でも以降の論理が通っておればそれでよい。)

# (2) 免除料率

代行給付が上記Bであるとすると、免除料率はつぎに述べる国庫負担との関係もあるが、代行給付に見合うもの(A)、代行給付のうち7.5/1000相当の給付に見合う

もの(B)の2案が考えられる。一方免除料率の計算方法のあり方としては、現在のような全被保険者について計算する方法と個別基金毎に計算する方法の2通り考えられるが、全基金を公平に扱うという観点から前者の方がベターであろうし、また対象となる給付も同じ観点から基金毎の年令構成の差をより反映させないという意味で上記(B)客の方がベターであろう。

なお、今回の改正案では女子の支給開始年令が60歳に引上げられることおよび保 険料率の男女差が圧縮される方向にあることから免除料率も男女差が無くなる方向 にあるべきとも考えられるが、免除料率を上記のとおり計算する場合には、女子を 上げた分だけ男子を下げることになり、意味のないことである。

# (3) 国庫負担

上記代行給付と免除保険料率との関係から、7.5 / 1000 (法改正前の加入員期間を有する者の場合は、その期間分については8 / 1000)を超える年金給付についてはその超える部分の国庫負担を行うべきである。なお法改正前に設立された基金は、支給率が8 / 1000を下回わる加入員について過剰積立金を有するが、その過剰積立金と国庫負担とを調整するか否かという問題は資金操りの問題であって財政的には意味はない。ただ過剰積立金をどう計算するかは問題であるが、現在の最低責任準備金の計算方法と類似でよいと考える。

# (4) 最低責任準備金

上記代行給付から国庫負担を控除した年金給付額に現行と同じ考え方に基づく年 金現価率を乗じた額でよかろう。なお基金解散時点で過剰積立金の残額があればこ れも本体へ返還することとなるが、これを最低責任準備金に含めるか否かは大きな 問題ではない。

#### (5) 給付水準

まず認可基準たる給付水準をどうするかという問題があるが、当面は現行の基準を12.5/1000とすればその厚みを踏襲して(7.5 + 2.5)/1000とすべきであろう。 ただし将来的には公的年金と私的年金との役割分担を考慮しつつ引上げる必要があるかも知れない。

つぎに法改正前に設立された基金の給付水準であるが、その基金の給付水準が $(10+\alpha)/1000$ であったとすれば、法改正後は $(代行給付水準+\alpha)/1000$ とするの

が自然であろう。

#### (6) その他

以上の点が決定されると残る問題点はほとんど解決されてくる。連合会との移受換額は、基金の(基本部分の)給付額 から国庫負担を控除した額に年金現価率を乗じた額となる。また決算時責任準備金も算式としては現行と全く同じで給付現価 - (掛金収入現価+国庫負担現価)である。なお過剰積立金を調整中に決算を迎えた場合には、この責任準備金とは別にB/Sの貸方に計上しておくことは当然である。最後に課税厚生年金基金を決める公務員水準掛金であるが当面は現行のとおりとし、共済年金の改正を待って課税厚生年金基金の決め方自体を検討しなおす必要があろう。

#### B-2

はじめに、出題者の感想を述べておきたい。これは当問題に限ったことではないのであるが、全般的に、「経営」の問題が解答者に何を求めているかを理解していない解答が、かなり多いと思われる。

端的にいって、経営の問題に対する解答で主眼となるべきは、知識の有無ではなくて、その知識を前提としたその問題への接近態度——もっというなら、いかなる理由、いかなる理論構成に基づいて、かくかくの「所見」にいたるのかという問題解決の過程そのものの方である。別のいい回しを使えば、与えられた問題に対して、どのように問題を解決しようとするのか、それがアクチュアリーとして本当にふさわしいものであるかどうか、が「経営」の解答評価のポイントなのであって、いかに詳細な知識の列挙があっても、かかる視角が欠落していれば、それはもはや「経営」の解答にはならないのである。

もっとも、このことは知識の開陳が皆無であってもよい、ということでは、勿論、ない。そうではなくて、「経営」の出題は、その問題に対する知識が十分あるということが当然の前提になっているが故に、知識の列挙のみで終始することには意味がない、ということなのである。この点、誤解のないように願いたい。

さて、企業年金制度における過去勤務債務の償却を議論する場合、少くとも、次の三 点が議論展開の中に含まれていることは必要であろう。(詳細は省略する。)

- (1) 過去勤務債務の償却についての規制の現状を、適年と調年とにわけて、簡記する。
- (2) 上記現状より生じる問題点乃至はそれに対する批判を整理するために、解答者の所論の立脚点を簡潔に開陳する。

このためには、最少限,

- ④過去勤務債務ならびに過去勤務債務償却の意義、と、
- ②それに照しての償却水準・償却基準のあり方,につき、解答者の考え方を明確化することが必要であろう。
- (3) 上記(1)・(2)に基づき、例えば適年の現状と調年の現状とを対比しながら――勿論、別の形の議論展開でもよい――、現状の問題点を浮き上がらせ、そのあるべき姿と解答者が考えるものを、整然と論じる。
  - この場合、例えば、次の諸点は──特に①、②、③は一一、その議論展開の視野の中にとらえられていることが必要であろう。
  - ①適年と調年の規制の差の由来――税的立場とアクチュアリアルな立場との同異, およびそれに対する意見。
  - ②資金負担の平準化と年金財政健全化(乃至は受給者(加入者)保護)との同異, およびそれに対する意見。
  - ③上記①、②と密接に関連してくるが、
    - ①通常掛金と合算しての総掛金水準を(場合に応じて) どのように考えるか。(特に、適年「特定(加入)年齢方式」財政下ではこの視点が重要と思われる。)
    - 回会計監査的立場との関連――例えば、米国での actuarial present value of accumulated plan benefits に対する意見、等。
    - ○償却水準の上,下限に対する意見。
    - (3)償却水準の固定化の是非,等。
  - ④諸制度間における債務ならびに資金移動に関連する問題。例えば、適年・調年間、退職給与引当金・企業年金間、適年諸制度間、等。
  - ⑤年金財政決算処理および年金財政再計算処理との関連、等。
- いずれにしても、解答者のスタンス・論点が明確に浮び上っているような解答――その結論の是非は、極端なものを除き、問わない――を望みたい。

# B-3

- (1) 現在,厚生年金基金の資産運用は,厚生年金保険法第130条第4項,第5項により,信託銀行又は生命保険会社に委託しなければならない。又,業務委託については,同法同条第6項により,信託銀行又は生命保険会社に委託することが出来ることになっている。
- (2) これは、基金制度設立当初から、信託銀行及び生命保険会社が年金制度の健全な運営に、最も適した長期金融機関として認知されていたことを意味し、以後十数年両機関は、日本の企業年金の育成発展に尽力して来た。
- (3) しかし、こ、数年来、年金ファンドの増大、基金自体の成長に伴い基金連合会を中心として、資産運用および業務委託について、自主運用も含めた取扱機関の拡大の要請が高まって来た。これらは、次のような理由と背景をもっていると考えられる。
  - ① 年金資産の増大に伴い運用競争が激化して来ており、運用機関の拡大により、 更に競争原理を働かせば、運用成果に更に期待が持てると考えられたこと。
- ② 運用対象としても、従来の貸付金中心の安定利廻り時代から、国債の大量発行 や金融国際化に伴い、債券中心の運用時代に入って来たこと。
  - ③ 米国の年金運営体制 (多様な運用機関と業務運営の分立体制) が参考にされていること。
  - ④ 年金市場の将来性に目をつけた隣接業種(証券,都銀等)からの市場参入意欲 の高まり。
  - ⑤ 金融自由化,国際化に伴い,外銀等の日本年金市場参入の動き。
  - ⑥ 従来の両機関運用ディスクロージャーの進展や報酬体系に対する基金側の不満。
  - ⑦ 電算機器および技術の発展により、基金での業務取扱が比較的容易になったこと。
- (4) これら自主運用,取扱機関拡大については,次のような問題点がある。
  - ① 自主運用については、基金の運用体制整備、適格者の育成又は選任、責任体制 の整備が必要である。現行の信託型運用における指図の禁止は、年金制度の長期 安定運営の趣旨に則った一理ある措置でもある。基金の運用責任者の監督、諮意 性の防止等、何らかの法的安全措置が取られる必要性は米国の例でも明らかであ

ろう。

- ② 運用機関の拡大については、昨今の論調は、やゝもすれば、ハイリスクハイリターンに偏重し過ぎる嫌いがあり、総合的長期金融機関の長期的視野の良さが見過され勝ちである。運用対象、量の規制が存在するのも安全性を考慮した結果である。年金資金を単に、拡大市場に目を付ける商業主義の対象にする事は問題である。
- ③ 現在の都市銀行,証券会社等の参入については、資産運用の種類、契約形態に問題があり、又それを回避するため、これらが信託銀行業務に参入するとすれば、 年金運用問題だけでなく、日本の金融制度の根幹にかいわる事になり、慎重に検 討を要する。
- ④ 外銀への日本市場の開放と云う形での信託業務参入の問題については、日米相 互主義が前面に出た政治問題となっており、こういう形での変革には、今後に問 題を残さぬよう慎重な対処が必要である。
- ⑤ 業務委託機関の拡大については、今度の厚年法の改正にも折り込まれており、 実現が早いと考えられるが、年金制度管理の長期安定性又秘密保持の観点からも、 選定基準を厳しくする必要がある。
- (5) 又、既存受託機関側から見れば、次のような反論もある。
  - ① 年金制度の運営は、制度設計、数理管理事務、資金運用をワンセットとして、 扱っている現行の方式が最も理想的である。
  - ② 現状の受託機関でも、大変な競争原理が働いており、これ以上の新規参入は、 年金制度の健全な発展を阻害する過当競争になってしまう。
  - ③ 受託機関拡大論は、米国的運営方法が一つのモデルケースとなっているが、日本と米国の国情の違い、特にサービス手数料に対する認識の相違等を考慮する必要がある。
  - ④ 基金側から運用成果を評価したシェア変更が、頻繁に行われている現状を見れば、これは自主運用の変形と見做されないこともない。
- (6) 既存受託機関としては、従来の運用についての反省を込め、次の様な点を改善し、 金融自由化の大きな流れを理解して受託機関として力を付けると共に、従来にも増 して企業年金制度発展に広い意味での尽力を続けていく必要があろう。

- ① 貸付金中心の運用から、債券、株式、不動産等に投資対象が拡がるに伴い、更に運用力を高めるよう努力すること。
- ② 運用規制を縮少するよう当局に働き掛け,運用力発揮の場を拡げること。
- ③ 基金に対し、運用内容のディスクローズを進めて行くこと。
- ④ 業務委託については、委託業務内容の拡大、サービスの向上に努めること。
- ⑤ 運用事務,業務委託事務共に更に効率化を進め,コスト低減に努めること。

# C-1

損害保険商品について、社会的ニーズに即応する商品の開発・改善が常に重要であり、 多様化がその必然的な結果であることは言うまでもなく、次のような観点から論述する ことが望ましい。

- 1. 損害保険商品の開発・改善をうながす社会的背景としては、
  - ① 産業の発展、複雑化と新たなリスクの出現
  - ② 保障観念、賠償意識の発達
  - ③ コンシューマリズムの高揚
  - ④ 消費者嗜好の多様化
  - ⑤ 生活様式の変化

等社会・経済環境の変化の諸要素があり、これらに対応して、最近では、住宅性能保証責任保険、示談サービス等を含む自家用自動車保険、費用・利益保険、家族傷害保険、金融機関包括補償保険、国内旅行総合保険、パッケージ保険等の新商品が開発され、また積立ファミリー交通傷害保険の本人特約の新設や保険期間の多様化等極めて多くの改善を行ない、損害保険商品の現状は極めて多様化されているといえる。

- 2. 消費者ニーズとの関連では、生活様式や価値観の多様化が進んでいる現状で、各人各様の保険ニーズが考えられるが、大別すると総合的なカバーを望む者と個別商品を自らの選択により望む者とに分かれると思われる。従って、損害保険会社としては、このような消費者指向を十分把握し、的確なる保険商品を設計する必要がある。このことは、新たなリスクに対する損害保険商品の開発というものではなく、カバーリスクの組み合わせの問題であり、消費者にとって利用しやすい商品を提供することが重要であるという意味を有している。
- 3. このような多様化は、各種の需要に幅広く対応している反面、次のような問題を各面で生じている。
  - ① 保険種目間で担保危険・担保条件の重複・不整合が見られ、契約規定も十分に調整されていない。
  - ② 特に火災・自動車・傷害など大衆保険においては、保険契約者にとって商品の多様化が複雑化となり、かえってわかりにくいものとなっている面がある。
  - ③ 大衆保険普及のためには募集機関による適切な販売活動が重要であるが,保険商

品の多様化は、それが適切に行なわれない場合には、募集機関の業務をも複雑化し、 より困難にする傾向がある。

- ④ 損害保険においては、商品の原価に相当するものは、クレームコストと事業費であるが、このうち前者は事前に知られていないため新たなリスクの出現に対しては、統計資料が不完全である場合が多く、したがって、料率水準の決定等慎重に対処しなければならないことも注意を要する。
- ③ 保険商品の多様化は、保険料払込方法等契約取扱面の多様化とともに、事務処理 を複雑化し、事務コストの増大につながることとなりやすい。その結果は、付加保 険料中の事業費の問題として契約者の保険料負担にもある程度反映されざるをえず、 少量多品種の場合は保険経営上の効率を低下させることにもなる。
- ⑥ 保険商品の多様化に伴い引受業務および損害調査業務にもある程度複雑な面が生ずる。また、社会的要請が強く反映した商品については、モラルリスクや逆選択の防止、採算の確保等、保険経営の基本原則との調和を考えなければならない場合もある。
- 4. 保険商品の多様化に関する今後の課題と改善の方向は次のように考えられる。
  - ① 基本的に社会のニーズに敏速に対応して商品の開発・改善を行なうべきことは今後も変わらぬ課題である。しかし、このことは、消費者や社会的・政治的勢力の声を単純・無批判に受け入れることではなく、消費者にとって真に必要なものは何かということを真剣に検討してそのような商品を供給することでなければならない。いわば、当面人気のある商品を売るというよりも、真に売るべきものを売るという態度が必要である。
  - ② これまでの保険商品の多様化によって生じた問題点を解決し、保険契約者の利益、 募集機関の契約取扱上の使宜および事務処理の合理化を図るためには、既存商品の 整理統合を含めて体系的な商品の調整・改善を行なうことが必要である。
  - ③ 損害保険商品に関しては、全社画一的な商品ではなく独自商品により特色発揮に 努めるべきであるとする見解もあるが、前述の理由により、比較的わずかな特色発 揮のため、いたずらに商品を多様化するような方向での新商品開発競争は避けなけ ればならない。

# (1) 資産内容および経営環境の変化

損保事業においては、保険事故の発生率が不安定であり、しかも大災害や集積リスクの可能性が常にあることから、その財産利用に当っては、ある程度まで資産の流動性 (換金性)を保持することが不可欠とされている。

戦後、昭和30年代までは大火や台風災害さらには航空機事故が相次ぎ、損保会社の総資産がまだ小さかったこともあって、実際に資金繰りに苦労したこともあったようである。この時期は戦後経済の復興期から成長期に転換する頃に当り、資金需要が多かったため安易な貸付けが行なわれていたこともあって、行政指導の上でも資産の流動性保持が要請された。昭和33年に出された「損害保険事業の経営にあたり特に留意すべき事項について」と題する大蔵省銀行局通達においては、「資産運用に関しては財務本来の立場からなされるべきにもかかわらず、従来とかく契約獲得の手段として業務面の要請に左右されることが少なくなかったと認められるので、損害保険事業の公共性に即し、かつ資金の流動性を保持しうるようその適切妥当な運営に留意すること。」とうたわれている。

その後、昭和40年代に入ると損保全社から積立型保険が発売されるに至り、損保の資 産内容にも変化の兆しが現われてきた。いわゆる「積立資産」の登場である。

この積立資産は3年から10年後(一部の保険では20年後)に支払われる満期返れい金・契約者配当金のための準備資産であるから、長期間にわたって運用することが可能である。しかも、その支払いの時期および金額が予め確定している準備資産であるから、事前に資金計画のメドが立てられる。すなわち、積立資産はその性格上、長期性と固定可能性を最大の特質としており、換言すれば、従来の損保資産とは異なり、流動性は殆ど要請されない。

昭和50年代に入ると、この積立型保険の分野に、従来は"物"保険(長期総合等)しかなかったものが新たに"人"保険(積立ファミリー等)が加わり、その好調な売れ行きとともに積立資産の増加は一段と加速されるに至った。特に最近では各保険種目にわたり相次いで実施されたレートダウン(特に昭和56年度)の結果、損保の営業収支残が縮小してきたことと相まって、損保総資産に占める積立資産の割合は急激に高まっている。

# (2) 今後の財産利用方法のあり方

従来の損保においては、保険料の算出上、一部のものを除き、利息の要素は加味されていない。

これに対し、積立資産はその元本に当る積立保険料が一定の予定利率で割引かれているので、少なくとも予定利率以上で運用することが必要である。のみならず、最近では契約者に金利選好意識が高まっていることから、他業界の金融商品にも対抗し得る利回りになるよう、契約者配当の財源を確保することが要請されている。すなわち、損保の一般資産の運用とは異なり、積立資産にあっては流動性の確保には殆ど意を用いる必要はないが、その有利性には最大限の配慮を払って運用に当らなければならない。同時に、事業の性格上、安全性、公共性の要請に応えなければならないことは言うまでもない。

このような背景と観点から、損保における財産利用方法に関し、昭和46年に「損害保険会社の財産利用方法の制限緩和について」と題する大蔵省銀行局通達が出され、従来の制限を大幅に緩和する流動性資産比率指導基準が設けられた。同時にこの通達はまた「いやしくも、これを契約獲得等の不当競争の具に供するなどの取扱いを行ない、損害保険会社の財産運用の品位を著しく損うことのないよう十分留意」するよう要請している。

上記の流動性資産比率指導基準は、総資産に対する流動性資産の保有割合を次のよう に定めている。

すなわち、流動性のある資産を、さらに次のように(A)および(B)に分類し、

- (A) 即時現金化が可能でかつ元本割れの心配がないもの現金,預貯金,コール・ローン,金銭信託
- (B) 元本割れの可能性はあるが換金面では即時性があるもの 公社債,外国有価証券(上場),株式(上場),貸付信託・投資信託受益証券 これらの資産の合計残高の総資産(C)に対する割合が,
- ① (A)のみで15%以上になっているか $\left(\frac{(A)}{(C)} \ge 15%\right)$ , もしくは
- ② (A)および(B)の合計で30%以上になっているか  $\left(\frac{(A)+(B)}{(C)}\right)$   $\geq 30\%$ ,

上記①. ②のいずれかの基準を充足していればよいものとしている。

これは要するに、非上場の株式・外国有価証券や不動産、貸付金等の流動性(換金性) に欠ける資産の残高合計が総資産の70%を上回ることがなければよいわけで、実際問題 として行政指導面での流動性に関する制限は撤廃されたも同然となった。

このような事情から、今後の財産利用方法のあり方としては、運用方針を流動性(換金性)より有利性(収益性)に重きを置いたものにシフトして行かなければならないであろう。具体的には、一般資産と積立資産の割合の推移を勘案しながら、利回りの低い資産である預貯金、株式、不動産等の構成比を下げる一方で、貸付金、公社債等の利回りの高い資産の構成比を上げるよう、今後一層努力すべきである。少なくとも積立資産部分に関しては、預金比率を満期返れい金や契約者配当金の支払いに要する最低限に抑え、残余を純投資に回すなどして利回り本位の運用を図らなければならない。

昭和60年12月,61年3月,財産利用方法書の一部変更の認可を受けた。近年,特に長期積立型保険が著しい伸展を示し、損保会社の資産に占める長期資産の割合が、急上昇し、さらに今後とも順調な拡大が予想され、効率的な財産運用に対する要請が高まってきたことが改正の目的なのである。また他方、金融環境は増々厳しくなってきており、機動的、弾力的な財産運用が強く要請されている。こうした現状を踏まえ、損保会社の経営の自主性を一層尊重し、資産運用の効率化、多様化を図ることの見地から財産利用方法の拡大を意図したものである。金融の自由化や情報社会が進行していく中で、既存の垣根が崩れ、規制が緩和されていく時に、特に財務面における財産の利用方法はいかにあるべきかは、重要な課題として業界に重くのしかかってくることは必定である。

# C-3

# (1) 事前認可制度 (prior approval system)

保険会社が自社で独自に、あるいは算定会を通じて料率ならびに料率算出根據資料を 監督官庁へあらかじめ申請し、監督官庁の審査を経て、認可を得なければならない制度 であり、現在日本をはじめとし世界の国々の多くがこの制度を採用している。一般には、 火災保険、傷害保険、自動車保険等の大衆物件は、日本では料率算定会が会員会社を代 表して申請し認可を受けるのが普通であり、一部例外はあるものの原則として全社統一 料率である。

この制度の長所としては、行政による厳しい審査があるため、料率の適正化が図られ

保険会社の支払能力も確保されることが挙げられる。反面短所としては審査に長期間を要する為に実際のリスクと料率とがズレやすいことがあり、また、全社統一料率のものについては競争意欲が薄れ、また、料率も固定しやすいことがあげられる。

# (2) 届出後使用制度 (file and use system)

競争料率制度の一種であり、料率改定に関しては、その理由のいかんにかかわらず監督官庁への届出後即時効力を発する。保険会社は料率を使用する前に監督官庁に届出をおこない、監督官庁はそれを事後的に審査をおこない、もし問題がある場合は届出後一定期間内に使用の停止を求め、もし一定期間が過ぎても命令が下されない時は、届出時点をもって認可されたものと見なす制度である。この制度は事後的ではあるが監督官庁の審査もあるので、料率の不適正化を防止できるとともに、事前認可制度よりも、敏速性があり、リスクやニーズに適用しやすいという長所がある。

# (3) 届出不要制度(no filing system)

事前認可制度と異り保険会社が料率を使用する際に届出も不要であるという制度である。自由競争制度の最高のもので、監督官庁への届け出すら必要とせず、保険会社は自由に料率を使用できる制度である。イギリスではすべての保険種目でこの方式がとられており、カリフォルニア州をはじめとしてアメリカの一部の州でもこの制度を採用しているところがある。この制度の長所としては、個々の保険会社の事業内容が料率として現れ価格としての機能を十分発揮される。またリスクの急激な変化や消費者の多様なニーズに敏速に対応できる点があげられる。反面短所として料率競争が行き過ぎた場合に実態を無視した料率引下げによる支払能力の低下や大手会社による市場の寡占化が起こり易いという点があげられる。また、会社個々に料率を算定しなければならないので専門のスタッフを揃えなければならない。

以上, これらの保険料率の規制方式について概略説明をしたが, それぞれの長所, 短 所があるなかで, 料率規制はいかにあるべきかについて所見を述べてみたい。

日本においては、過去における競争による過度の料率低下と、その結果としての保険者の支払不能や、契約者間の不当差別、ダンピングによる競争者排除等が繰り返された歴史から、監督官庁によって厳しく監督されるようになり、特に認可について事前認可制度が広く行なわれるようになった。この制度においては、料率算定における共同行為を認められ長い間にわたって21社によるカルテル体制が認められ、保険契約者の利益の

保護と損害保険事業の健全な発達が図られているといえよう。しかし、これによって消費者ニーズへの素早い対応、消費者保護に向けての改革への意欲がとかく失われがちとなり、従来からの料率規制制度が見直わされるようになってきた。また一方では消費者ニーズも多様化し、保険会社も保険商品をニーズにマッチしたものに多様化せざるを得なくなってきたので、既存の事前認可制度では審査に時間がかかり、多数の商品認可申請に対して応じきれない様相となってきた。これを受けて昭和56年に保険審議会答申が出され、徐々に届出後使用制度のメリットを導入していこうという動きが積極的にでてきた。では、すべての保険種類がこの、届出後使用制度の方向に向ってよいかというと必らずしもよいといえないのではないかと考える。

まず,大衆保険については,大衆を相手とするため一般的に保険を十分に理解してい る人が必らずしも多くない,むしろ理解していない人が多いと思う。したがってこの分 野の保険は影響が大きいため,契約者保護の観点から事前に料率検証 を 行 ない. 十 分 チェックを監督官庁により受けて、承認を得て協定料率として行きすぎた競争をおさえ、 収支の安定をはかることがよいのであろうと考える。すなわち、時間と手間がかかり消 費者のニーズにタイムリーに対応できない問題点はあるものの現行の事前認可制度によ ることが一番よいと考える。一方、企業保険について考えてみると、企業保険の中の特 殊性のものについては、認可申請に当って、リスク診断、料率の算出の根據を見出すた めに、綿密な資料の添付を要請される。申請者と認可者の双方に膨大な手数と時間を費 やさせる作業となる。とくに新商品には、料率算出の根據に十分な統計データーがない 場合もあり、刻々に変化する市場の状況に敏速に対応して料率を改定することも困難と なる。このような弊害を排除するために、事前認可制度ほどの厳密性をもたせる必要が ないものについて,届出後使用制度の採用が十分考え得られることになろう。保険審議 会答申を受けたわが業界も、プロフェッショナルライアビリティー、費用・利益保険の 分野で先ず届出後使用制度が採用された。商品の多様化にも応える意味で今後も更に拡 大していくであろう。

以上みてきたように、まとめとして、

自動車保険、火災保険や傷害保険のような大衆保険種目については、少なくともその 基本的な部分については社会的影響力が大きいので、事前認可制度がとられるのはやむ を得ないが、それ以外の種目、社会的影響度の少ないものについては、年々に届出後使 用制度が導入されていくであろう。新商品の開発と各社の独自性発揮を促進し、細部に わたる行政当局の事前審査を簡略化するために、主要種目の基本的部分以外に関しては 保険会社の企業責任において新商品の開発や、既存商品の改善を行うこととし行政当局 は必要に応じて事後的な審査のみを行う方向で制度の改善が図られていくことが将来に 向って実現されていくであろうと思われる。

# 経 営 Management

1. 貯蓄保険(短満期の生存保険)と長満期の養老保険について、生命保険会社の立場からの得失を述べよ。

Describe the merits and demerits of savings plan (short-term pure endowment insurance) and long-term endowment insurance from the standpoint of a life insurance company.

2. 解約返戻金の決定にさいし、考慮すべき事項を述べよ。

Describe the matters to be taken into consideration in determining the cash surrender value.